

役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人吉備路文学館（以下「当館」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員：理事及び監事をいう。
- （2）役員等：役員及び評議員をいう。
- （3）常勤役員：役員のうち、定期的に当館に出勤して、業務を遂行する者をいう。
- （4）非常勤役員等：常勤役員以外の役員等をいう。

（報酬等）

第3条 理事長は、理事会の決議を経て、常勤役員に報酬、退職慰労金及び特別功労金を支給できる。

- 2 非常勤役員等には、理事会及び評議員会等へ出席した場合、日当を支給することができる。

（報酬等の辞退）

第4条 報酬、日当については辞退することができる。

（報酬等の決定と算出）

第5条 理事の報酬は、この基準に従って評議員会が定める総額の範囲内で、理事会の決議により、各理事の額を決定する。

なお、退職慰労金及び特別功労金については、別途定める。

- 2 各理事の報酬は、別表1に定める年額を上限として算出する。
- 3 監事の報酬は、この基準に従って評議員会が決定する。
- 4 非常勤役員等の日当については、別表2のとおりとする。

（報酬等の支給）

第6条 常勤役員の年額報酬は、12ヵ月に分割して毎月25日に振込により支払う。

- 2 非常勤役員等の日当については、会議等出席の都度、現金にて支払う。

(本規程の改定)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議による。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、公益財団法人吉備路文学館の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月12日 理事会議決)

(別表1)

役職名	報酬限度額
理 事 長	1,500万円以内とする
専務理事	1,100万円以内とする
常務理事	1,000万円以内とする
理 事	800万円以内とする
監 事	800万円以内とする

(別表2)

業務等の種類	日 当
理事会への出席	5,000円
評議員会への出席	5,000円
監事監査会への出席	5,000円

令和4年12月27日 改定

役員退職慰労金支給規程

（総 則）

第1条 この規程は、公益財団法人吉備路文学館の常勤の理事または常勤の監事（以下「常勤役員」という）が退職する際に、その在任期間中の功労に報いるために支給する退職慰労金について定める。

（受給資格）

第2条 退職慰労金は、常勤役員として報酬、給与等を受給している役員が退任する際に支給できる。

（退任の時期）

第3条 この規程で「退任」とは、最終的に常勤役員の地位を離れることをいう。
2 常勤理事であった者が、任期満了後引き続いて常勤監事に選任され、又は常勤監事であった者が、任期満了後引き続いて常勤理事に選任された場合は、選任前の常勤理事又は常勤監事としての任期満了の時を「退任」とする。

（金額の範囲）

第4条 退職慰労金は、次の各号に定める金額の範囲内とする。
（1）常勤理事の退職慰労金は、この規程に基づき計算し、または計算すべき旨の理事会において決定承認された額。
（2）常勤監事の退職慰労金は、この規程に基づき計算し、または計算すべき旨の評議員会において決定承認された額。

（在任期間）

第5条 在任期間は、月割計算で常勤役員に就任した日の属する月は含めず、退任した日の属する月は含めるものとする。
但し、月初日から就任し、月末日をもって退任する場合は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。
2 他社からの出向者が、当館の常勤役員に就任する場合については、その出向期間は、前第1項にて規定する在任期間には含まないものとする。
3 理事長を除く常勤役員の在任期間が通算8年を超える場合については、8年目の定時評議員会以降の在任期間は前第1項にて規定する在任期間

には含まないものとする。

- 4 平成29年5月末時点で在籍している常勤役員（理事長を除く）が満63歳の定時評議員会を超えて引き続き常勤役員に在任する場合については、満63歳の定時評議員会以降の在任期間は前第1項にて規定する在任期間には含まないものとする。

（基準額）

第6条 退任した常勤役員に対する退職慰労金は次の算式により算出する。

「退任時における報酬及び給与の月額×在任期間÷12（年換算）」

ただし、在任中に役位または月額報酬に変更がある場合は、それぞれの役位在任期間または月額報酬支給期間における最終月の報酬及び給与の額に、それぞれの役位在任期間または月額報酬支給期間（年換算）を乗じて算出した金額の合計額を基準とする。また、千円未満の端数は千円に切り上げる。

- 2 無報酬役員については支給しない。

（特別功労金）

第7条 本人に特別の功労があるときは、前第6条に定める基準額の30%を超えない範囲で特別功労金を加給することができる。

（減 額）

第8条 当館の名誉を毀損し、あるいは当館に著しい損害等を与えたため退任する常勤役員に対する退職功労金は、理事は理事会の決議により、監事は評議員会の決議により、減額を行うことができる。

（退職慰労金中途支給の特例）

第9条 役員の分掌変更等により役位が変動し、その報酬及び給与の月額が従前50%以下に減少する場合は、変動時までの退職慰労金を支給することができる。

（支給方法）

第10条 常勤理事の退職慰労金の支給日及び支給方法は理事会の決議により、常勤監事の退職慰労金の支給日及び支給方法は評議員会の決議によりこれを決定する。

（本規程の改定）

第 1 1 条 この規程の変更は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人吉備路文学館の設立の登記の日から施行する

（平成 2 3 年 5 月 1 2 日 理事会議決）

平成 3 0 年 5 月 2 2 日 評議員会改定